

奈良市政治倫理審査会条例新旧対照表（議員条例に伴う改正案）

修 正 後	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 奈良市長等政治倫理条例（平成 年奈良市条例第 号。以下「市長等条例」という。）の適正な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき奈良市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、市長等条例第14条第2項に関する事項について調査し、その結果を記載した報告書を作成し、及び必要な勧告を行う。</p> <p>2 審査会は、前項に掲げるもののほか政治倫理の確立を図るため、市長が諮問した事項について審議し、答申し、又は<u>建議することができる。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 奈良市長等政治倫理条例（平成 年奈良市条例第 号。以下「市長等条例」という。）<u>及び奈良市議会議員の政治倫理に関する条例（平成 年奈良市条例第 号。以下「議員条例」という。）</u>の適正な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき奈良市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、<u>次に掲げる事項を調査審議する。</u></p> <p>(1) <u>市長等条例第14条第2項に規定する調査の請求に係る調査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>議員条例第6条第2項に規定する調査の請求に係る調査に関すること。</u></p> <p>2 審査会は、前項に掲げるもののほか政治倫理の確立を図るため、市長が諮問した事項について審議し、答申し、又は<u>建議するものとする。</u></p>

奈良市政治倫理審査会条例新旧対照表（議員条例に伴う改正案）

修 正 後	改 正 案
<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(調査報告書の作成及び提出)</p> <p>第6条</p> <p>審査会は、市長等条例第14条第2項の規定により調査を求められたときは、その日から60日以内にその結果を記載した調査報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(調査報告書の作成及び提出)</p> <p>第6条 <u>市長は、市議会議長から議員条例第6条第2項の規定により調査請求書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、審査会に調査を求めなければならない。</u></p> <p>2 <u>審査会は、市長等条例第14条第2項又は前項の規定により調査を求められたときは、その日から60日以内にその結果を記載した調査報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の規定により市議会議員に係る調査報告書の提出を受けたときは、その写しを速やかに市議会議長に送付しなければならない。</u></p>

奈良市政治倫理審査会条例新旧対照表（議員条例に伴う改正案）

修 正 後	改 正 案
<p>2 審査会は、特に必要と認める場合、調査報告書において、市長がとるべき措置を勧告することができる。</p> <p>（調査権限）</p> <p>第7条 審査会は、<u>前条第1項</u>に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該調査の対象となっている市長、副市長及び教育長（以下「調査対象者」という。）に対し、資産に関する資料その他必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、調査のため必要と認めるときは、市長、調査対象者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。この場合において、市長又は調査対象者は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。</p> <p>3 審査会は、前2項の規定による求めに応じない者があるときは、その旨を市長に報告するものとする。</p>	<p>4 審査会は、特に必要と認める場合、調査報告書において、市長又は<u>市議会議長</u>がとるべき措置を勧告することができる。</p> <p>（調査権限）</p> <p>第7条 審査会は、<u>前条第2項</u>に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該調査の対象となっている市長、副市長及び教育長又は<u>市議会議員</u>（以下「調査対象者」という。）に対し、資産に関する資料その他必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、調査のため必要と認めるときは、市長、<u>市議会議長</u>、調査対象者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。この場合において、市長、<u>市議会議長</u>又は調査対象者は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。</p> <p>3 審査会は、前2項の規定による求めに応じない者があるときは、その旨を市長に報告するものとする。</p> <p>4 <u>市長は、前項の報告に係る者が市議会議員であるときは、その旨を市議会議長に通知するものとする。</u></p>

奈良市政治倫理審査会条例新旧対照表（議員条例に伴う改正案）

修 正 後	改 正 案
<p>(意見の陳述)</p> <p>第8条 審査会は、調査対象者又は市長等条例第14条第1項の規定に基づく調査の請求をした者（以下「調査請求者」という。）から申立てがあつたときは、当該調査対象者又は調査請求者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第2項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、「市長又は調査対象者」とあるのは、「調査対象者又は調査請求者」と読み替えるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(意見の陳述)</p> <p>第8条 審査会は、調査対象者又は市長等条例第14条第1項若しくは議員条例第6条第1項の規定に基づく調査の請求をした者（以下「調査請求者」という。）から申立てがあつたときは、当該調査対象者又は調査請求者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第2項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、「市長、市議会議長又は調査対象者」とあるのは、「調査対象者又は調査請求者」と読み替えるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>